

農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱

制定23食産第4051号
平成24年4月20日
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率及び流用の禁止)

第2 第1に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表1の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

(申請手続)

第3 法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に正副2部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に定める日とする。

(交付決定の通知)

第5 交付決定者は、第3の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、法第9条第1項及び規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体（地方公共団体以外の事業実施主体に限る。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届けなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号の一に該当するときは、規則第3条第1項の規定に基づき、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(業務遅延の届出)

第10 事業実施主体は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

(概算払請求)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第12 法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあつては、当該期日。以下同じ。）の末日現在

(第4・四半期を除く。)において別記様式第4号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに正副2部を交付決定者に提出して行うものとする。ただし、別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(実績報告)

- 第13 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、正副2部を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第3項ただし書に該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14 交付決定者は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。
- 2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第15 交付決定者は、第8の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第

3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 16 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 17 取得財産等のうち令第 13 条第 4 号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、規則第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

4 第 16 第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第 18 事業実施主体は、規則第 3 条第 4 号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあつては、別記様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金等調書)

第 19 事業実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算並びに決算書における計上科目及び計上金額を明らかにする別記様式第 9 号による当該補助金等調書を作成しておかななければならない。

(交付決定の下限)

第 20 交付決定額の下限は、3, 500 万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うもの及び交付決定者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(報告)

第 21 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第 10 号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第 11 号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 6 月 10 日までに交付決定者に報告するものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 22 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 7 から第 20 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号。）は、廃止する。
- 3 2の規定による廃止前の農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱により平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表1(第2、第9関係)

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
農山漁村6次産業化対策事業			1 補助事業に要する経費の30%を超える増 2 補助事業に要する経費の30%を超える減	
I 未来を切り拓く6次産業創出推進事業				
1 農林漁業者の加工・販売等への取組促進				
(1) 6次産業総合推進事業	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p> <p>1 6次産業推進地域支援事業費</p> <p>(1) プロジェクト調査・検討費</p> <p>ア 検討委員会開催費</p> <p>イ プロジェクト調査費</p> <p>(2) 新商品開発・販路開拓支援事業費</p> <p>ア 新商品開発費</p> <p>イ 市場評価実施費</p> <p>ウ 販路開拓費</p> <p>(3) 交流会開催費</p> <p>(4) 6次産業化人材育成研修会等開催費</p> <p>(5) 報告書作成費</p> <p>(6) 食品流通円滑化対策検討費</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/2以内(ただし、(2)にあつては六次産業化法(注1)に基づき認定された総合化事業計画及び農商工等連携促進法(注2)に基づき認定された農商工等連携事業計画にあつては2/3以内)</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p> <p>1 経費の欄に掲げる(1)から(5)までの経費と(6)の経費の増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる(2)の経費とその他の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p> <p>3 経費の欄に掲げる(1)、(3)から(5)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	

	<p>2 6次産業推進中央支援事業費</p> <p>(1) 6次産業化サポート人材活動対策事業費</p> <p>ア 検討委員会開催費</p> <p>イ 6次産業化サポート人材バンク設置・運営費</p> <p>ウ 6次産業化サポート人材活動支援費</p> <p>エ 報告書作成費</p> <p>(2) 6次産業化人材育成研修会等開催費</p> <p>ア 検討委員会開催費</p> <p>イ 6次産業化人材育成研修会開催費</p> <p>ウ 民間企業等派遣研修会開催費</p> <p>エ コーチング研修会開催費</p> <p>オ 報告書作成費</p> <p>(3) 経営診断促進事業費</p> <p>ア 検討委員会開催費</p> <p>イ 経営診断促進活動支援費</p> <p>ウ 報告書作成費</p> <p>(4) 6次産業化促進対策事業費</p> <p>ア 検討委員会・先進事例調査費</p> <p>イ 6次産業化研修会開催費</p> <p>ウ 報告書作成費</p> <p>(5) 商談会等開催支援事業費</p> <p>ア 商談会等開催費</p> <p>イ 報告書作成費</p> <p>(6) 食材開拓フェア等開催支援事業費</p> <p>ア 産地懇談会開催費</p> <p>イ フェア開催費</p> <p>ウ 報告書作成費</p> <p>(7) 6次産業化情報提供支援事業費</p> <p>(8) 6次産業化構造調査費</p> <p>(9) 6次産業化財務動向調査費</p> <p>(10) 医食農連携グランドデザイン策定調査費</p> <p>ア 検討会開催費</p> <p>イ ワークショップ開催費</p> <p>ウ 報告書作成費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)から(10)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
<p>(2) 食品産業環境対策</p>	<p>3 6次産業化促進技術対策事業費</p> <p>(1) 技術開発課題整理検討会等開催費</p> <p>ア 検討会開催費</p> <p>イ 技術開発戦略作成費</p> <p>(2) 地域の6次産業化支援費</p> <p>ア 検討会開催費</p> <p>イ 地域の商品開発・技術開発に関する構想書作成費</p> <p>ウ ワークショップ開催・運営費</p> <p>(3) 地域の食品機能性研究者・研究機関等データベース構築費</p> <p>ア 食品機能性研究者・研究機関データベース構築費</p> <p>イ 食品技術基盤情報提供データベース構築費</p> <p>事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄に掲げる1から</p>

支援事業			4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	
	1 食品事業者環境対策推進支援事業費 (1) 検討会開催費 (2) 研修会等開催費 (3) 普及啓発実施費 (4) 報告書作成費	定 額		
	2 フードバンク活動推進事業費 (1) 検討会開催費 (2) 研修会等開催費 (3) 指導員費 (4) 報告書作成費	定 額		
	3 食品リサイクル・ループ構築促進事業費 (1) 検討会開催費 (2) 研修会等開催費 (3) 指導員費 (4) 報告書作成費	定 額		
	4 食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業費 飼料化設備導入費	1/2以内		1 事業実施場所の変更 2 事業の内容に本質的な影響を及ぼす手法及び設備の変更（能力に関する変更を含む。） 3 リース契約内容の変更
(3) 大豆安定供給確保支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 検討委員会費 2 調達先多角化調査費 (1) 製造適性調査費 (2) 大豆輸出国実態調査費 3 連携強化協議費 4 報告書作成費	定 額	経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
(4) 卸売市場機能強化対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	
	1 中央卸売市場戦略的経営展望策定支援事業費 戦略的経営展望策定費	1/2以内		
	2 一貫したコールドチェーン体制の整備に関する調査費 (1) 検討会費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(4)ま	

		費の増減	
2 輸出に取り組む事業者向け対策費 (1) 「ジャパン・ブランド」の確立・PR費 (2) 輸出担当者育成費 (3) 海外市場開拓調査費 (4) 産地PR・国内商談会費 (5) 海外試験輸送費 (6) 輸出環境整備費 (7) 海外販売促進活動費 (8) 輸出向け加工食品の試作・検証費 (9) 輸出プロモーターの活用費	定 額 (2の(1)) 1/2以内 1/2以内 1/2以内 1/2以内 1/2以内 1/2以内 1/2以内 1/2以内	1 経費の欄に掲げる(1)の経費と(2)から(9)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減 2 経費の欄に掲げる(2)から(9)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業実施国・地域の変更 2 目標の変更 3 選択した事業メニューの変更
3 販売拠点構築対策費 (1) 運営体制構築費 (2) 運営・販売促進費	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業実施箇所の変更
4 マッチング対策費 (1) 農林漁業者等向け商談会支援費 ア 国内事業者への事前支援等費 イ 商談会の準備・開催費 ウ 商談会開催後の支援等費 (2) 海外外食事業者向け商談会等出展支援費	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	商談会開催都市の変更
5 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策費 (1) DNA品種識別技術の開発費 (2) DNA品種識別技術の妥当性の確認費	1/2以内 定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	対象品目の変更
6 海外外食事業者を通じたジャパンブランドの構築・発信支援対策費 (1) 日本料理の情報発信費 (2) 日本食文化と日本食材の普及費 (3) 日本料理店の海外進出支援費	定 額		事業開催国・地域の変更
7 日本食文化発信基盤整備対策費 (1) 調査研究費 ア 検討会費 イ 国内調査費 ウ 海外調査費 (2) 開催運営費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経	

	<p>検討会費</p> <p>(3) 国際シンポジウム等開催費 ア 国際シンポジウム開催費 イ 「食」イベント開催費</p>		<p>費の30%を超える増減</p>	
(2) 東アジア食品産業海外展開支援事業	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p>		<p>経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
II 新産業創出推進事業	<p>1 海外展開支援費</p> <p>(1) 海外展開課題解決支援費 ア 課題解決支援検討会費 イ 現地調査費 ウ 調査報告会費</p> <p>(2) 海外情報共有化促進費 ア 委員会開催費 イ 情報提供・広報活動費 ウ 調査報告会費</p>	定 額	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
	<p>2 海外活動支援費</p> <p>(1) 海外連絡協議会活動支援費 ア 協議会運営費 イ 協議会活動費 ウ 調査研究費</p> <p>(2) 食品等規格基準・分析方法等調査費 ア 調査・分析費 イ ワークショップ開催費</p>	定 額	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
1 新たな事業の創造				
(1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p> <p>1 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業</p> <p>(1) 事業化可能性調査費 事業化可能性調査費</p> <p>(2) 新技術の確立・実証（技術実証等）費 ア 試験機器導入費 イ 技術実証費 ウ システム構築検討会等開催費</p>	定 額	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げる(2)のアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	<p>1 事業実施場所の変更 2 事業の内容に基本的な影響を及ぼす調査方法や実証技術等の手法の変更</p>
2 新需要創造支援事業費		1/2以内(ただし六次産業化法に基づき認定された研究開発・成果利用事業計画の取組は2/3以内)	<p>経費の欄に掲げる(1)</p>	<p>実施課題の変更</p>

			から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	
	(1) 新需要創造フロンティア育成事業費 ア 新食品・新素材に関するグランドデザインの検討及び提供費 イ 有効性・安全性の検証費	定 額	経費の欄に掲げる(1)のア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの30%を超える増減	
	(2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業費	1/2以内		
	(3) ばれいしょの特性を活かした6次産業化の推進費	1/2以内		
	3 AIシステム実証事業費 AIシステム実証事業費	定 額		1 事業実施場所の変更 2 事業の内容に基本的な影響を及ぼす調査手法等の変更
(2) バイオ燃料生産拠点確立推進事業	事業目標の達成に必要な以下の技術等の実証及び地域協議会の運営に必要な経費 1 製造実証 2 品質実証 3 利用実証	定 額		事業内容の新設又は廃止
(3) ソフトセルロース利活用技術確立事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費 (1) 技術実証費 ア 収集運搬に係る技術実証費 イ バイオ燃料製造に係る技術実証費 ウ 走行に係る技術実証費 2 ソフトセルロース活用技術確立事業費 (1) ソフトセルロース利活用モデル地区の管理 (2) 技術実証の評価等 (3) 情報の発信	定 額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業内容の新設又は廃止
(4) 耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 地域協議会の運営費 2 調査・実証費	定 額		事業内容の新設又は廃止
2 高付加価値化に向けた知的財産の創造・保護・活用				

(1) 知的財産戦略・ブランド化総合事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	1 事業の内容の追加又は削除 2 事業目的の変更
	1 農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業費	定 額		
	2 食文化活用・創造事業費 (1) 全国段階 (2) 地域段階 ア 検討会の開催費 イ 地域で生産された農林水産物を活用した伝統料理の見直しや創作料理の開発費 ウ 地域食文化発信店の認定費 エ 情報発信による周知活動の実施費 オ 講演会等の開催の実施費	定 額 1/2以内	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	
	3 地域ブランド活用観光促進事業費 (1) 農山漁村資源を活用した観光促進方策の開発・検討 (2) セミナー開催等	1/2以内		
(1) 農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	事業内容の新設又は廃止
	1 協議会開催費 2 技術調査費 3 地域・関係者説明会費	定 額		
	(2) 小水力等農村地域資源利活用促進事業			
	i 小水力等農村地域資源利活用促進事業	定 額		
ii 小水力等	小水力発電施設等に係る低コスト発	定 額		

農業水利施設利活用実証事業	電設備の実証経費			
iii 集落排水資源利活用実証事業	省エネ技術導入実証及び集排汚泥等利活用実証に係る調査設計費	定 額		
iv 低炭素むらづくりモデル支援事業	小水力・太陽光等発電施設に係る調査設計費	定 額		
農山漁村6次産業化対策整備事業				
I 未来を切り拓く6次産業創出事業				
1 農林漁業者の加工・販売等への取組促進				
(1) 6次産業化推進整備事業	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 なお、農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組においては1及びこれと併せて行う2を補助対象経費とし、農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組において事業実施主体が農林漁業者団体である場合には1及び2を補助対象経費とし、事業実施主体が食品産業事業者である場合は3を補助対象経費とする。</p> <p>1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 (1) 農林水産物等集出荷貯蔵のために必要な施設 (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 (3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設 (4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (5) 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 (6) 未利用資源活用のために必要な施設 (7) (1)～(6)の附属施設</p> <p>2 農林水産物等の生産のために必要な機械・施設等 (1) 簡易土地基盤整備 (2) 農業用水のために必要な施設</p>	1/2以内。なお、補助の上限額は1億円とする。	<p>1 経費の欄に掲げる施設等又は2以上の設計となる場合は設計単位(以下「施設等又は設計単位」という。)ごとの経費の30%を超える増減</p> <p>2 施設等又は設計単位ごとの工事雑費以外の経費から工事雑費への流用</p>	<p>1 施設等の新設又は廃止 2 施行箇所及び設置場所の変更 3 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減</p>

	<p>(3) 営農飲雑用水のために必要な施設</p> <p>(4) 高生産性農業用のために必要な施設</p> <p>(5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設</p> <p>(6) 育苗のために必要な施設</p> <p>(7) 水産用種苗生産・畜養殖機械・施設</p> <p>(8) 高品質堆肥製造のために必要な施設</p> <p>(9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設</p> <p>(10) 特用林産物生産のために必要な施設</p> <p>(11) 農林水産物運搬のために必要な施設</p> <p>(12) 特認機械・施設</p> <p>(13) (1)～(12)の附帯施設</p> <p>3 食品の加工・販売のために必要な機械・施設</p> <p>(1) 食品産業事業者が自ら行う食品の加工・販売のために整備する機械・施設</p> <p>(2) (1)の附帯施設</p>			
<p>II 新事業創出事業</p>				
<p>1 新たな事業の創造</p>				
<p>(1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業</p>	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の費用</p> <p>新技術の確立・実証（実証施設の整備）費</p> <p>1 未利用バイオマス利活用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>2 藻類等の培養及び加工利用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>3 生物機能の高度利用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>4 クロマグロ等の完全養殖の実現に向けた実証施設一式</p> <p>5 農林水産物の高度生産管理システム構築に向けた実証施設一式</p> <p>6 超長期鮮度保持技術の実現に向けた実証施設一式</p> <p>7 その他農林水産業・食品産業に導入することで新事業創出に有効な革新的新技術の実用化に向けた実証施設一式</p> <p>8 1から7までに掲げる実証施設の付帯施設</p> <p>なお、実証施設一式及び付帯施設の経費とは次をいう。</p> <p>(1) 工事費 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等実証施設</p>	<p>1/2以内</p>	<p>経費の欄に掲げる1から7までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げる(1)から(3)ま</p>	<p>1 施設等の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施場所の変更</p>

	<p>整備に必要な経費</p> <p>(2) 測量及び試験費 工事に必要な調査、設計、測量及び試験等に必要な経費（コンサルタント等に委託する場合の経費を含む。）</p> <p>(3) 機械器具費 機械器具の購入に必要な経費</p>		<p>での経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
III 農山漁村再生可能エネルギー導入事業				
(1) 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業	<p>事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p> <p>再生可能エネルギー電気供給施設整備費</p>	1/2以内		<p>1 施設の新設又は廃止</p> <p>2 施工箇所の変更</p> <p>3 事業の内容に基本的な影響を及ぼす手法、設備の変更（能力に関する変更含む。）</p>
(2) 小水力等農村地域資源活用促進事業				
i 低炭素むらづくりモデル支援事業	小水力・太陽光等発電施設等に係る施設整備費	1/2以内		

(注1) 「六次産業化法」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）をいう。以下同じ。

(注2) 「農商工等連携促進法」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）をいう。

別表2（第3関係）

農山漁村6次産業化対策事業に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者
<p>6次産業総合推進事業の事業実施主体</p>	
<p>特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策検討費を除く。）に取り組む事業実施主体</p>	<p>地方農政局長</p>
<p>沖縄県に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策検討費を除く。）に取り組む事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>
<p>北海道に所在しており、6次産業推進地域支援事業（うち、食品流通円滑化対策検討費を除く。）に取り組む事業実施主体</p>	<p>北海道農政事務局長</p>
<p>その他の事業実施主体</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>食品産業環境対策支援事業の事業実施主体</p>	
<p>特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>地方農政局長</p>
<p>沖縄県に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>
<p>北海道に所在しており、フードバンク活動推進事業、食品リサイクル・ループ構築促進事業又は食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>北海道農政事務局長</p>
<p>その他の事業実施主体</p>	<p>農林水産大臣</p>

大豆安定供給確保支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
卸売市場機能強化対策事業の事業実施主体	農林水産大臣
輸出拡大サポート事業（輸出に取り組む事業者向け対策を除く。）の事業実施主体	農林水産大臣
輸出拡大サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策の事業実施主体	
特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、地域規模団体（実施要綱別表1輸出に取り組む事業者向け対策の地域規模団体をいう。以下同じ。）が行う取組を実施する事業実施主体	地方農政局長
北海道に所在しており、地域規模団体が行う取組を実施する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在しており、地域規模団体が行う取組を実施する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体	農林水産大臣
東アジア食品産業海外展開支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業のうち事業化可能性調査、新技術の確立・実証（技術実証等）、新需要創造支援事業及びA Iシステム実証事業の事業実施主体	農林水産大臣
バイオ燃料生産拠点確立推進事業の事業実施主体	
バイオ燃料製造所等が北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
バイオ燃料製造所等が沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
バイオ燃料製造所等がその他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
ソフトセルローズ活用技術確立事業の事業実施主体	

バイオ燃料製造所が北海道に所在しており、成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長
バイオ燃料製造所が沖縄県に所在しており、成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
バイオ燃料製造所がその他の都府県に所在しており、成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
ソフトセルロース活用技術確立事業に取り組む事業実施主体	農林水産大臣
耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
知的財産戦略・ブランド化総合事業の事業実施主体	農林水産大臣
農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施主体	
再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が特定の地方農政局の管轄区域(注)にある事業実施主体	地方農政局長
再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が沖縄県にある事業実施主体	沖縄総合事務局長
再生可能エネルギーによる発電事業を行おうとする地域が北海道にある事業実施主体	北海道農政事務局長
その他の事業実施主体	農林水産大臣

小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業・低炭素むらづくりモデル支援事業及び小水力等農業水利施設利活用実証事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	農林水産大臣
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち小水力等農業水利施設利活用実証事業の事業実施主体	農林水産大臣
小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち集落排水資源利活用実証事業の事業実施主体	農林水産大臣
6次産業化推進整備事業の事業実施主体	
事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業のうち新技術の確立・実証（実証施設の整備）の事業実施主体	農林水産大臣
農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施主体	
事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
事業実施場所がその他の都道府県である事業実施主体	地方農政局長
小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち、小水力等	

農村地域資源利活用促進事業及び低炭素むらづくりモデル支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	農林水産大臣
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成 12 年政令第 253 号)第 91 条に定める管轄区域である。

別記様式第1号（第3関係）

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 別表2の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表右欄に掲げる者 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
	円	
計		

記

(注) 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次のI及びIIの記載は、省略するものとする。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

(注) 事業の目的及び事業の内容については、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画（又は実績）を添付すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した)経費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	自 己 負担金 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。				
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。
 2 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 3 6次産業化推進整備事業については、「6次産業化推進整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成24年4月20日付け24食産第4070号食料産業局長通知)第1の4により交付決定前に着工した場合には「備考」欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記入すること。

IV 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較		備 考
			増	減	
国庫補助金 自己負担金	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇事業費	円	円	円	円	
※農山漁村6次産業 化対策事業補助金交 付要綱の別表1の区 分の欄に掲げる区分 及び経費の欄に掲げ る事業とその経費を 記載する。					
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
- 3 事業の一部又は全部を委託する場合にあつては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）
- 4 実施設計書、実績報告にあつては出来高設計書
- 5 工事雑費内訳明細書（別紙）

※1 添付書類のうち、農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成24年4月20日付け23食産第3593号食料産業局長通知）に基づき提出したものは、添付を省略することができる。

※2 上記4・5の添付書類について、事業によって必要ない場合又は事業により作成するものは省略できる。

（別紙）

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
	〇〇〇円	〇〇〇円 内訳 〇〇会議出席 回数 〇回 人数 〇人 〇〇指導 回数 〇回 人数 〇人	〇〇〇円 内訳 〇〇会議費 回数 〇回 人数 〇人 〇〇説明会 回数 〇回 人数 〇人

（注） 工種又は施設区分ごとに記入すること。

別記様式第2号（第8関係）

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金変更等承認申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる者）

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第11関係）

平成〇〇年度第〇四半期農山漁村6次産業化対策事業補助金概算払請求書

番 年 月 号
日

農林水産大臣 殿

〔 別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者 〕

官 署 支 出 官 〇 〇

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔別表2の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる者〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況(平成〇年〇月末日現在)を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況(平成〇年〇月〇日現在)				備 考
		平成〇年〇月〇日までに完了したもの		平成〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 区分の欄は、該当する事業のみを記入すること。

別記様式第5号（第12関係）

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者

官 署 支 出 官 〇 〇

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知
があったこの事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第1
2の規定に基づき、平成〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報
告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇月〇日現在

区分	補助 事業 に要 する 経費	(A) 国庫 補助 金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 平成〇 年〇月 末日の 出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来 高		金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明
細書を添付すること。
- 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金実績報告書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる者）

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容に従い事業を実施した。

事業の目的、事業の内容及び実績、経費の配分及び負担区分、事業完了年月日、収支予算については、〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容と同じであった。

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 当該実績報告書に記載する内容が、申請書に記載した内容（申請書に変更があった場合には変更後の内容）に相違ない場合には、（ ）内のみを記載することとし、以後の記載は省略するものとする。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

平成〇〇年度仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる事業実
施主体の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる者）

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった農山漁村6次産業化対策事業補助金について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円
(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円

(注) 市町村別、事業主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第8号（第18関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名											
事業 種類	事業の内容				工 期		経 費 の 区 分			処分制限期間		処分の状況		備 考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日		処分の内容
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式第9号（第19関係）

平成〇〇年度
農林水産省所管

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業調書

国			地方公共団体名										備考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
〇〇事業	円			円	円		円		円		円	円		
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
-----	-----	千円
-----	-----	千円
-----	-----	千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金 額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		%(B/A)

(記入上の留意事項)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。

なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、

① 当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等(間接補助金)

② 補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの(再委託費)

とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」について、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(2) (1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。

4 「7. その他」には、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に占める「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

法人名	
-----	--

(1) 年間収入 (総収入－前期繰越金)	千円 (A)		
(2) 補助金等の交付実績額			
名 称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
(3) 補助金等の年収比率		% (B/A)	